

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年9月21日 08時40分ごろ
発生場所	長崎県長崎市野母埼 ^の 東方沖 大立神灯台 ^{のおたてがみ} から真方位040° 560m付近 (概位 北緯32° 34.3′ 東経129° 44.7′)
事故の概要	プレジャーボートつる丸は、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年9月27日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート つる丸、0.6トン NS3-405687（漁船登録番号）、個人所有 第292-52672号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2～3、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、天気予報の情報を得て、釣りができる気象及び海象と判断して出航し、野母埼東方沖で船首を北方に向けて漂泊して釣りをしていたところ、急に船尾方から高波を受けて浸水し、傾斜した後、更に高波を受けて左舷側に転覆した。</p> <p>船長は、転覆した本船の船底に這い上がり、岩場近くまで本船が流されたところで本船から離れ、泳いで岩場にたどり着き、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、本事故の約1年半前に小型船舶操縦士の免許を取得し、友人から借りた本船で釣りを行っていた。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近では、時折高波が立つことを本事故時まで知らず、本事故後に地元の漁業者にそのことを初めて聞いた。</p> <p>船長は、膨脹式の小型船舶用救命胴衣（ウエストベルト式）を着用していた。</p>
分析	本船は、船長が、天気予報の情報を得て、釣りができる気象及び海象と判断して出航したものの、本事故発生場所付近では時折高波が立つことを知らずに漂泊して釣りをしていたことから、船尾方から波高約2mの高波を受けて浸水し、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船長が天気予報の情報を得て、釣りができる気象及び海象と判断して出航したものの、本事故発生場所付近では時折高波が立つことを知らずに漂泊して釣りをしていたため、船尾方から

	波高約2 mの高波を受けて浸水し、転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、天気予報の気象及び海象の情報だけでなく、実際の気象及び海象に注意して航行可能か判断し、波が高い場合は速やかに帰航すること。・ 高波が立つ場所等の情報を地元の漁業者に聞いておくことが望ましい。